

産前産後休業期間中の掛金免除事例集

令和3年4月版

公立学校共済組合東京支部
福利厚生課経理担当 作成

目 次

- 1 出産前8週間・出産後8週間の産前産後休業(妊娠出産休暇)が承認されている場合
 - (1) 出産予定日と出産日が同日の場合(出産予定日＝出産日)……………1
 - (2) 出産日が出産予定日よりも早まった場合(出産予定日＞出産日)……………2
 - (3) 出産日が出産予定日よりも遅れた場合(出産予定日＜出産日)……………3
 - (4) 出産日が出産予定日よりも早まった場合(出産予定日＞出産日)の期末掛金の扱い……………4

- 2 出産前6週間・出産後10週間の産前産後休業(妊娠出産休暇)が承認されている場合
 - (1) 出産予定日と出産日が同日の場合(出産予定日＝出産日)……………5
 - (2) 出産日が出産予定日よりも早まった場合(出産予定日＞出産日)……………6
 - (3) 出産日が出産予定日よりも遅れた場合(出産予定日＜出産日)……………7
 - (4) 出産日が出産予定日よりも早まった場合(出産予定日＞出産日)の期末掛金の扱い……………8

- 3 出産前14週間・出産後8週間の産前産後休業(妊娠出産休暇)が承認されている場合[多胎の場合]
 - (1) 出産予定日と出産日が同日の場合(出産予定日＝出産日)……………9

- 4 出産後8週間の産後休業(妊娠出産休暇)が承認されている場合
 - (1) 出産予定日よりも大幅に出産日(流産・死産含む)が早まった場合(出産予定日＞出産日)……10

1. 出産前8週間・出産後8週間の産前産後休業(妊娠出産休暇)が承認されている場合

(1) 出産予定日と出産日が同日の場合(出産予定日=出産日)

【条件】		当初申出時	出産後申出時
当初	出産予定日	令和 2年12月12日	令和 2年12月12日
	妊娠出産休暇	開始日	令和 2年10月18日
		終了日	令和 3年 2月 6日
出産後	出 産 日	令和 年 月 日	令和 2年12月12日
	妊娠出産休暇	開始日	令和 年 月 日
		終了日	令和 年 月 日
出産(予定)種別		(単胎)・多胎	(単胎)・多胎

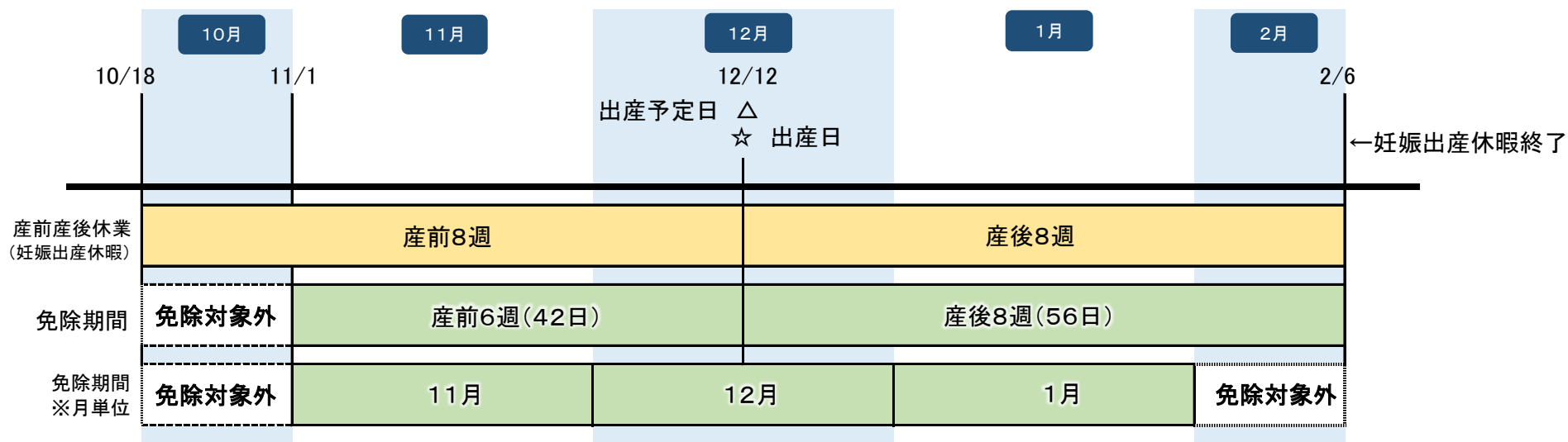
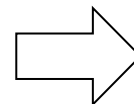
【結果】

産前産後休業期間に係る掛金の免除期間

令和2年11月1日～令和3年2月6日

掛金が免除になる月分

令和2年11月分～令和3年1月分



【解説】

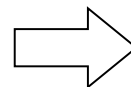
- 令和2年10月18日～令和2年10月31日は産前6週(42日)を越える期間となり、掛金免除対象期間にはなりません。
- 産後休業8週(56日)を終えた令和3年2月6日で産前産後休業に係る掛金免除対象期間は終了します。

産前産後休業期間に係る掛金の免除期間は、出産の日(出産の日が予定日後であるときは、出産の予定日)以前42日(多胎妊娠の場合にあっては、98日)から出産の日後56日までの間において妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない期間です。産前産後休業を開始した日の属する月から終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金が免除になります。

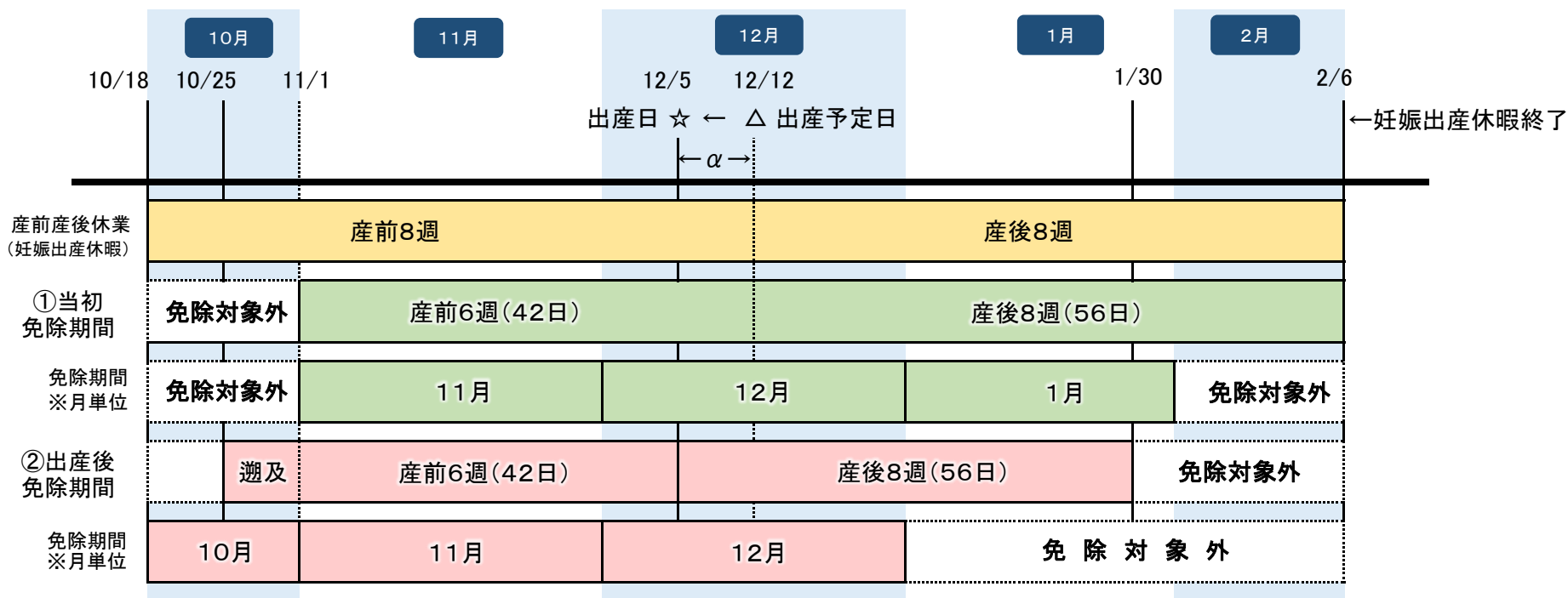
1. 出産前8週間・出産後8週間の産前産後休業(妊娠出産休暇)が承認されている場合

(2) 出産日が出産予定日よりも早まった場合(出産予定日 > 出産日)

【条件】		当初申出時	出産後申出時
当初	出産予定日	令和 2年12月12日	令和 2年12月12日
	妊娠出産休暇	開始日	令和 2年10月18日
		終了日	令和 3年 2月 6日
出産後	出産日	令和 年 月 日	令和 2年12月 5日
	妊娠出産休暇	開始日	令和 年 月 日
		終了日	令和 年 月 日
出産(予定)種別		(単胎)・多胎	(単胎)・多胎



【結果】	
産前産後休業期間に係る掛金の免除期間	
①当初	令和2年11月1日～令和3年2月6日
②出産後	令和2年10月25日～令和3年1月30日
掛金が免除になる月分	
①当初	令和2年11月分～令和3年1月分
②出産後	令和2年10月分～令和2年12月分



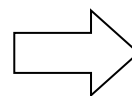
【解説】

- 令和2年10月25日～令和2年10月31日は、当初は掛金免除対象期間外でしたが、出産日以前42日以内かつ勤務に服さない期間のため、遡及して掛金免除対象期間となります。
- 令和3年1月31日～令和3年2月6日は、当初は掛金免除対象期間でしたが、出産日が早まったことにより掛金免除対象期間から外れます。
- 掛金免除対象期間終了日と育児休業開始日の間に掛金免除対象外となる期間が発生する場合がありますので、ご注意ください。

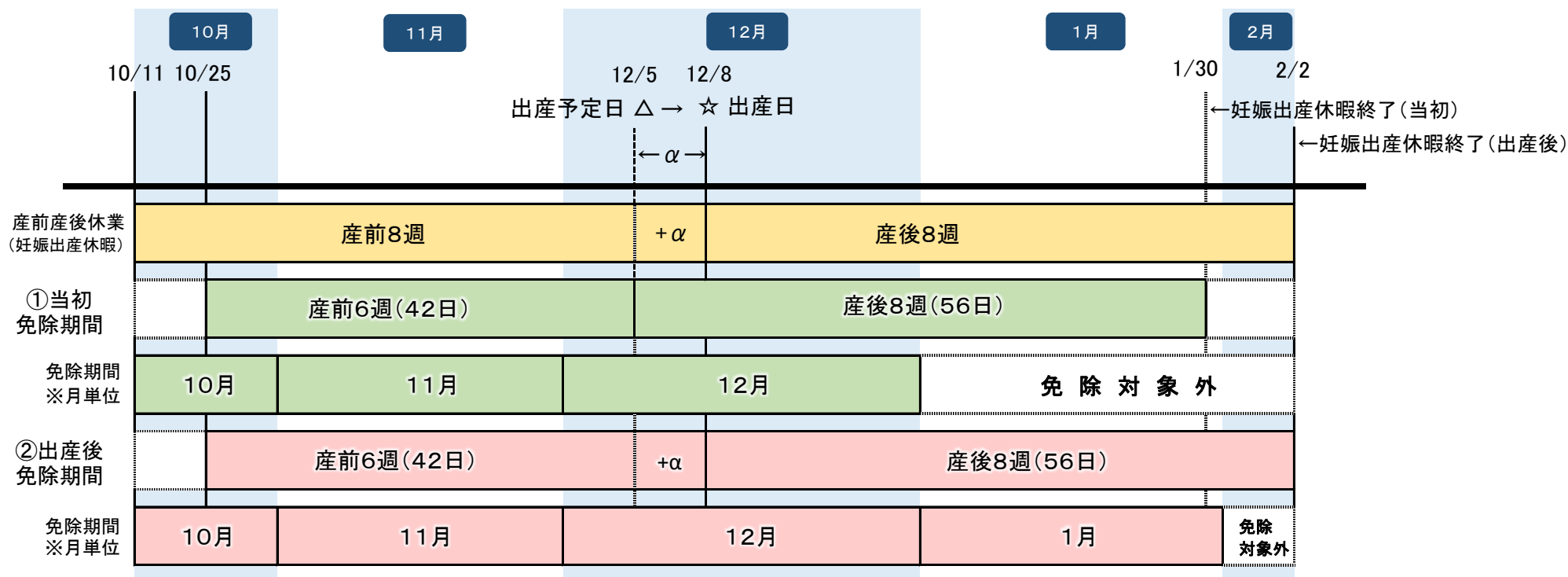
1. 出産前8週間・出産後8週間の産前産後休業(妊娠出産休暇)が承認されている場合

(3) 出産日が出産予定日より遅れた場合(出産予定日<出産日)

【条件】		当初申出時	出産後申出時
当初	出産予定日	令和 2年12月 5日	令和 2年12月 5日
	妊娠出産休暇	開始日	令和 2年10月11日
		終了日	令和 3年 1月30日
出産後	出産日	令和 年 月 日	令和 2年12月 8日
	妊娠出産休暇	開始日	令和 年 月 日
		終了日	令和 年 月 日
出産(予定)種別		(単胎)・多胎	(単胎)・多胎



【結果】	
産前産後休業期間に係る掛金の免除期間	
①当初	令和2年10月25日～令和3年1月30日
②出産後	令和2年10月25日～令和3年2月2日
掛金が免除になる月分	
①当初	令和2年10月分～令和2年12月分
②出産後	令和2年10月分～令和3年1月分



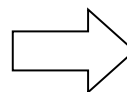
【解説】

- ・ 出産日が遅れた場合でも、出産予定日以前42日以内に勤務に服さない期間がある場合は変わらず掛金免除対象期間になります。
- ・ 当初は令和3年1月30日まで掛金免除対象期間でしたが、出産日が遅れたことにより産後8週(56日)後の令和3年2月2日まで掛金免除対象期間が延長となります。

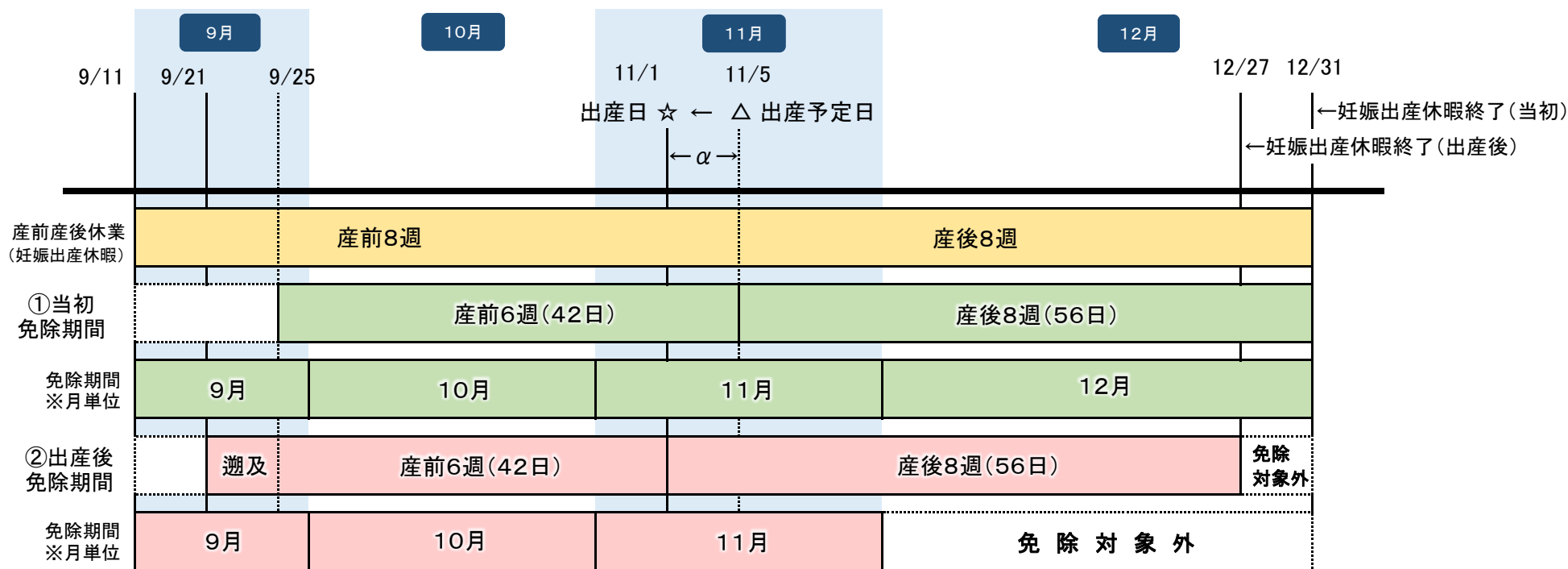
1. 出産前8週間・出産後8週間の産前産後休業(妊娠出産休暇)が承認されている場合

(4) 出産日が出産予定日よりも早まった場合(出産予定日>出産日)の期末掛金の扱い

【条件】		当初申出時	出産後申出時
当初	出産予定日	令和 2年11月 5日	令和 2年11月 5日
	妊娠出産休暇	開始日	令和 2年 9月11日
		終了日	令和 2年12月31日
出産後	出産日	令和 年 月 日	令和 2年11月 1日
	妊娠出産休暇	開始日	令和 年 月 日
		終了日	令和 年 月 日
出産(予定)種別		(単胎)・多胎	(単胎)・多胎



【結果】	
産前産後休業期間に係る掛金の免除期間	
①当初	令和2年9月25日～令和2年12月31日
②出産後	令和2年9月21日～令和2年12月27日
期末手当等に係る掛金	
①当初	免除
②出産後	徴収



【解説】

- 令和2年9月21日～令和2年9月24日は、当初掛金免除対象期間外でしたが、出産日以前42日以内かつ勤務に服さない期間のため、遡及して掛金免除対象期間となります。
- 令和2年12月28日～令和2年12月31日は、当初掛金免除対象期間でしたが、出産日が早まったことにより掛金免除対象期間から外れます。
- 期末勤勉手当の支給月の月末である令和2年12月31日時点では、産前産後休業に係る掛金免除対象期間が終了しているため、掛金は徴収されます。

2. 出産前6週間・出産後10週間の産前産後休業(妊娠出産休暇)が承認されている場合

(1) 出産予定日と出産日が同日の場合(出産予定日=出産日)

【条件】		当初申出時	出産後申出時
当初	出産予定日	令和 2年12月 5日	令和 2年12月 5日
	妊娠出産休暇	開始日	令和 2年10月 25日
		終了日	令和 3年 2月 13日
出産後	出産日	令和 年 月 日	令和 2年12月 5日
	妊娠出産休暇	開始日	令和 2年10月 25日
		終了日	令和 3年 2月 13日
出産(予定)種別		(単胎)・多胎	(単胎)・多胎

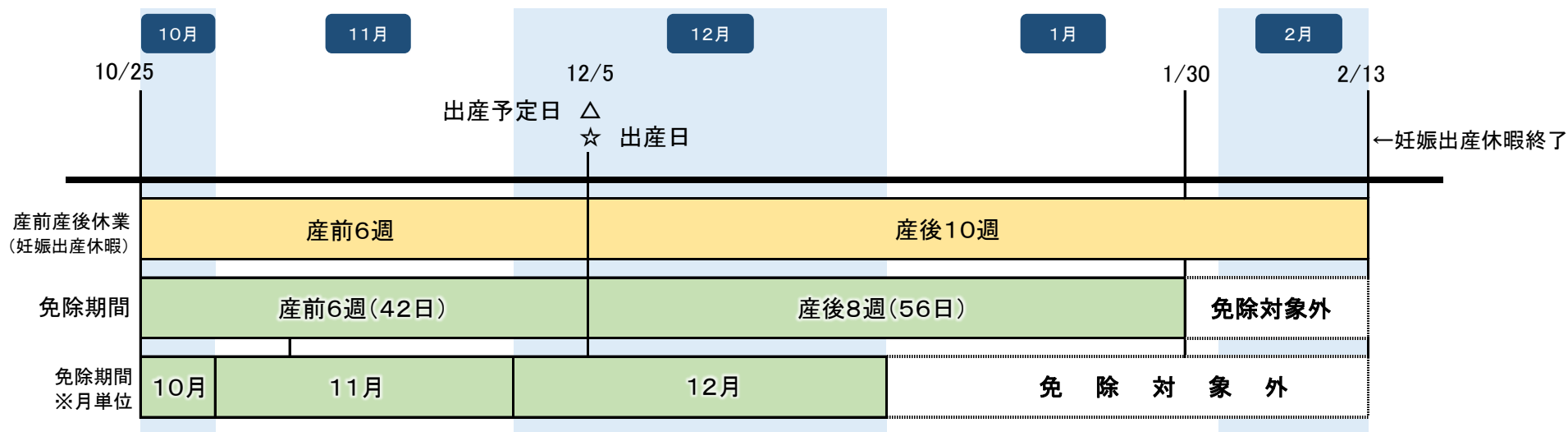
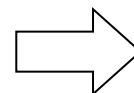
【結果】

産前産後休業期間に係る掛金の免除期間

令和2年10月25日～令和3年1月30日

掛金が免除になる月分

令和2年10月分～令和2年12月分



【解説】

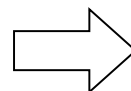
- 令和3年1月31日～令和3年2月13日は産後8週(56日)を超えるため、掛金免除対象期間にはなりません。
- 掛金免除対象期間終了日と育児休業開始日の間に掛金免除対象外となる期間が発生する場合がありますので、ご注意ください。

産前産後休業期間に係る掛金の免除期間は、出産の日(出産の日が予定日後であるときは、出産の予定日)以前42日(多胎妊娠の場合にあっては、98日)から出産の日後56日までの間において妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない期間です。産前産後休業を開始した日の属する月から終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金が免除になります。

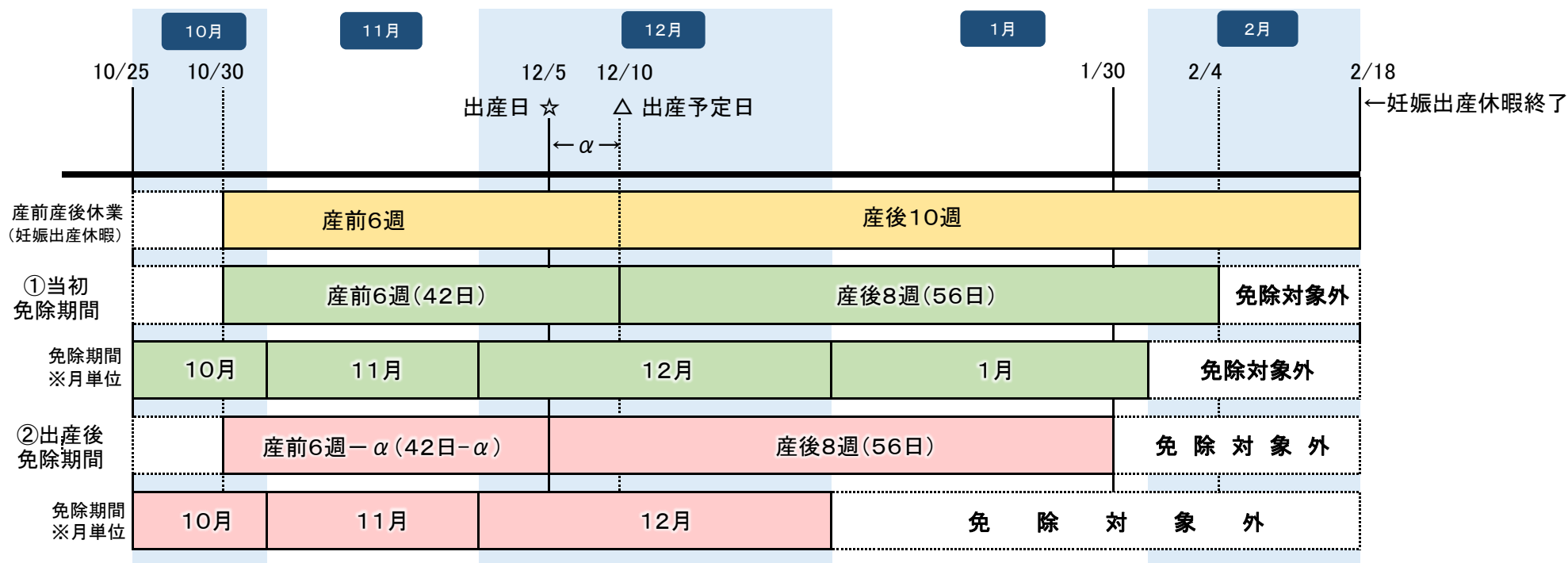
2. 出産前6週間・出産後10週間の産前産後休業(妊娠出産休暇)が承認されている場合

(2) 出産日が出産予定日よりも早まった場合(出産予定日>出産日)

【条件】		当初申出時	出産後申出時
当初	出産予定日	令和 2年12月10日	令和 2年12月10日
	妊娠出産休暇	開始日	令和 2年10月30日
		終了日	令和 3年 2月18日
出産後	出産日	令和 年 月 日	令和 2年12月 5日
	妊娠出産休暇	開始日	令和 年 月 日
		終了日	令和 3年 2月18日
出産(予定)種別		(単胎)・多胎	(単胎)・多胎



【結果】	
産前産後休業期間に係る掛金の免除期間	
①当初	令和2年10月30日～令和3年2月4日
②出産後	令和2年10月25日～令和3年1月30日
掛金が免除になる月分	
①当初	令和2年10月分～令和3年1月分
②出産後	令和2年10月分～令和2年12月分



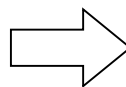
【解説】

- ・ 出産日が早まったことにより、令和2年10月25日～令和2年10月29日は遡及して産前6週(42日)の掛金免除対象期間の範囲内ですが、「勤務に服さない期間」でないため掛金免除対象期間外になります。
- ・ 令和3年1月31日～令和3年2月4日は、当初は掛金免除対象期間でしたが、出産日が早まったことにより掛金免除対象期間から外れます。
- ・ 掛金免除対象期間終了日と育児休業開始日の間に掛金免除対象外となる期間が発生する場合がありますので、ご注意ください。

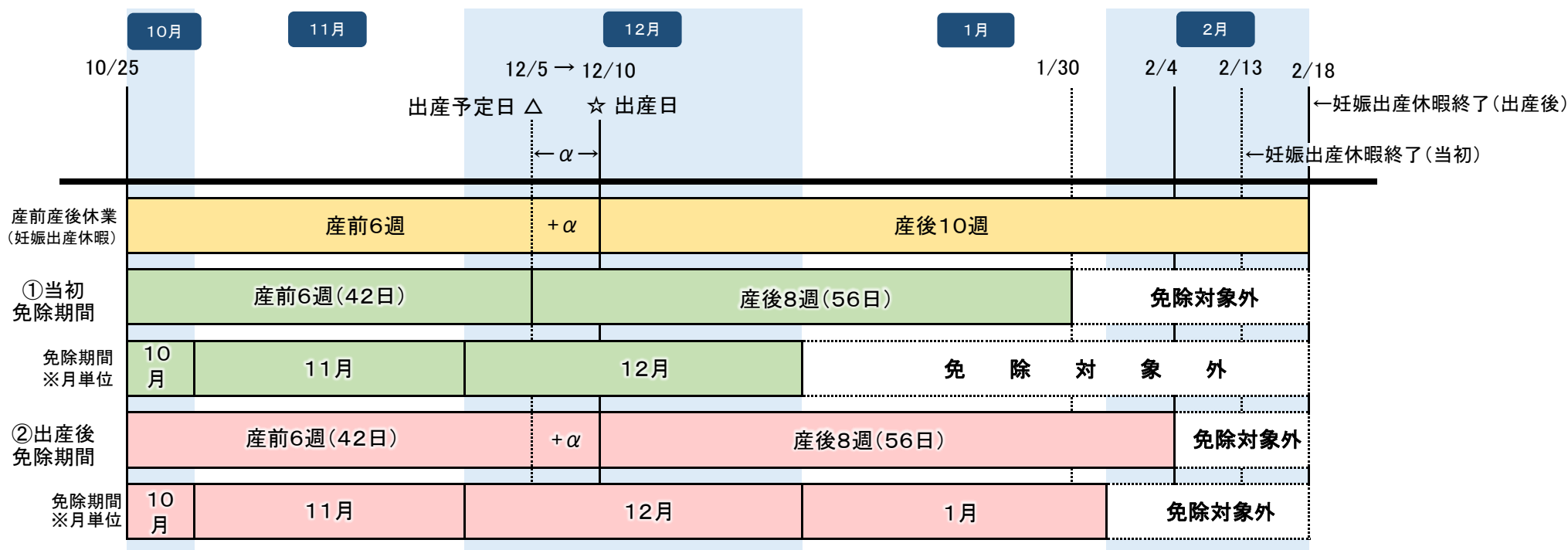
2. 出産前6週間・出産後10週間の産前産後休業(妊娠出産休暇)が承認されている場合

(3) 出産日が出産予定日より遅れた場合(出産予定日<出産日)

【条件】		当初申出時	出産後申出時
当初	出産予定日	令和 2年12月 5日	令和 2年12月 5日
	妊娠出産休暇	開始日	令和 2年10月25日
		終了日	令和 3年 2月13日
出産後	出産日	令和 年 月 日	令和 2年12月10日
	妊娠出産休暇	開始日	令和 年 月 日
		終了日	令和 年 月 日
出産(予定)種別		(単胎)・多胎	(単胎)・多胎



【結果】	
産前産後休業期間に係る掛金の免除期間	
①当初	令和2年10月25日～令和3年1月30日
②出産後	令和2年10月25日～令和3年2月4日
掛金が免除になる月分	
①当初	令和2年10月分～令和2年12月分
②出産後	令和2年10月分～令和3年1月分



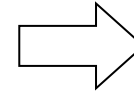
【解説】

- ・ 出産日が遅れた場合でも、出産予定日以前42日以内に勤務に服さない期間がある場合は変わらず掛金免除対象期間になります。
- ・ 当初は令和3年1月30日まで掛金免除対象期間でしたが、出産日が遅れたことにより産後8週(56日)後の令和3年2月4日まで掛金免除対象期間が延長となります。
- ・ 掛金免除対象期間終了日と育児休業開始日の間に掛金免除対象外となる期間が発生する場合がありますので、ご注意ください。

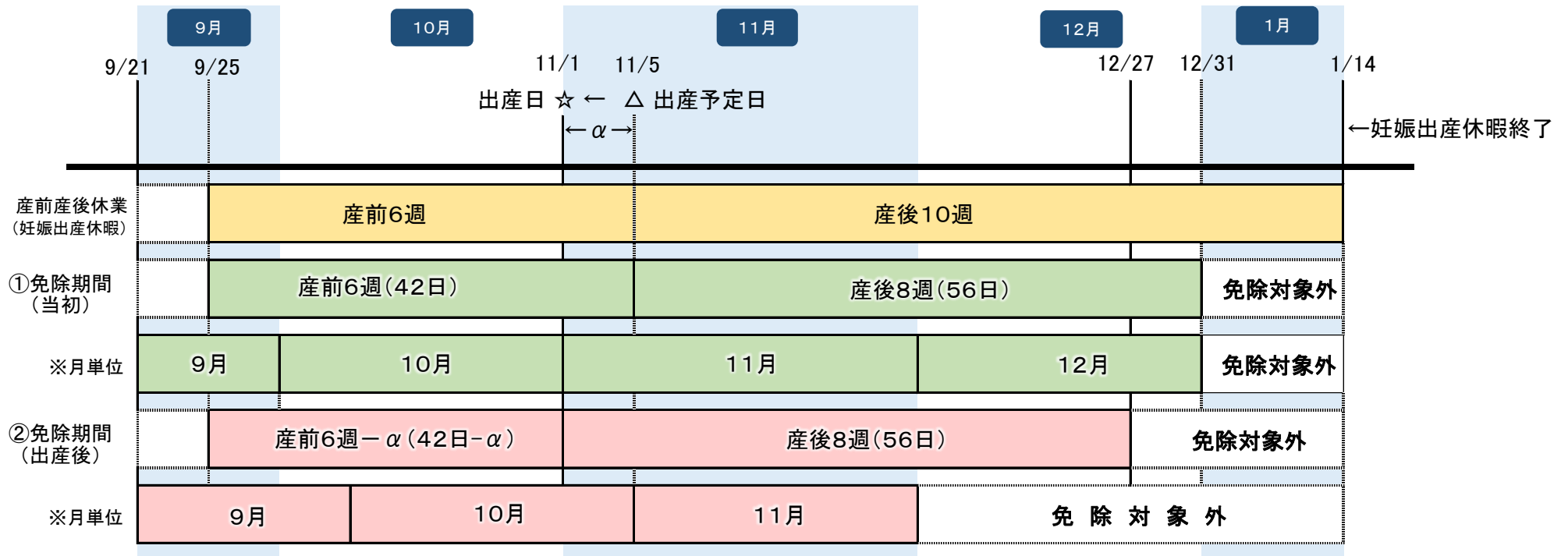
2. 出産前6週間・出産後10週間の産前産後休業(妊娠出産休暇)が承認されている場合

(4) 出産日が出産予定日よりも早まった場合(出産予定日>出産日)の期末掛金の扱い

【条件】		当初申出時	出産後申出時
当初	出産予定日	令和 2年11月 5日	令和 2年11月 5日
	妊娠出産休暇	開始日	令和 2年 9月25日
終了日		令和 3年 1月14日	令和 3年 1月14日
出産後	出産日	令和 年 月 日	令和 2年11月 1日
	妊娠出産休暇	開始日	令和 年 月 日
終了日		令和 年 月 日	令和 3年 1月14日
出産(予定)種別		(単胎)・多胎	(単胎)・多胎



【結果】	
産前産後休業期間に係る掛金の免除期間	
①当初	令和2年9月25日～令和2年12月31日
②出産後	令和2年9月21日～令和2年12月27日
期末手当等に係る掛金	
①当初	免除
②出産後	徴収



【解説】

- 令和2年12月28日～令和2年12月31日は、当初は掛金免除対象期間でしたが、出産日が早まったことにより掛金免除対象期間から外れます。
- 期末勤勉手当の支給月の月末である令和2年12月31日時点では、産前産後休業に係る掛金免除対象期間が終了しているため、掛金は徴収されます。

3. 出産前14週間・出産後8週間の産前産後休業(妊娠出産休暇)が承認されている場合[多胎の場合]

(1) 出産予定日と出産日が同日の場合(出産予定日=出産日)

【条件】		当初申出時	出産後申出時
当初	出産予定日	令和 2年12月12日	令和 2年12月12日
	妊娠出産休暇	開始日	令和 2年 9月 6日
		終了日	令和 3年 2月 6日
出産後	出産日	令和 年 月 日	令和 2年12月12日
	妊娠出産休暇	開始日	令和 2年 9月 6日
		終了日	令和 3年 2月 6日
出産(予定)種別		単胎・ (多胎)	単胎・ (多胎)

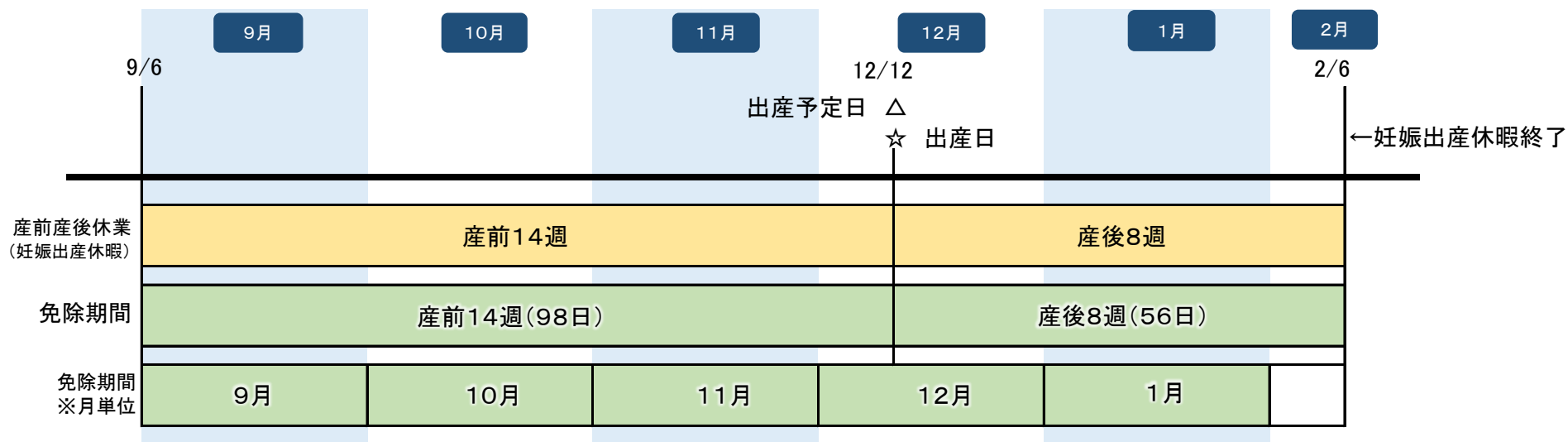
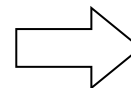
【結果】

産前産後休業期間に係る掛金の免除期間

令和2年9月6日～令和3年2月6日

掛金が免除になる月分

令和2年9月分～令和3年1月分



【解説】

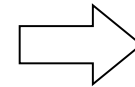
- 多胎妊娠の場合は、産前14週(98日)・産後8週(56日)が掛金免除対象期間となります。
- 上記期間内であっても勤務に服している場合は、掛金免除対象期間とはなりません。
- 出産日が出産予定日よりも早まった場合、又は遅れた場合の事例については、1(2)、(3)をご確認ください。

産前産後休業期間に係る掛金の免除期間は、出産の日(出産の日が予定日後であるときは、出産の予定日)以前42日(多胎妊娠の場合にあっては、98日)から出産の日後56日までの間において妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない期間です。産前産後休業を開始した日の属する月から終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金が免除になります。

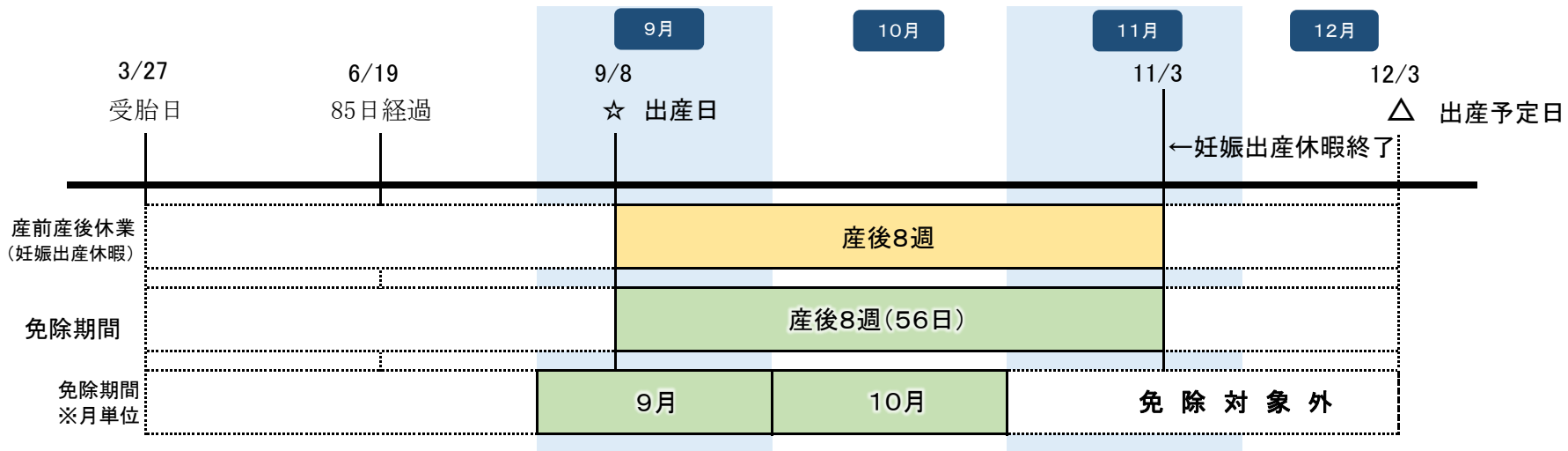
4. 出産後8週間の産後休業(妊娠出産休暇)が承認されている場合

(1) 出産予定日より大幅に出産日(流産・死産含む)が早まった場合(出産予定日>出産日)

【条件】		当初申出時	出産後申出時
当初	出産予定日	令和 年 月 日	令和2年12月31日
	妊娠出産休暇	開始日	令和 年 月 日
		終了日	令和 年 月 日
出産後	出産日	令和 年 月 日	令和2年 9月 8日
	妊娠出産休暇	開始日	令和2年 9月 9日
		終了日	令和2年11月 3日
出産(予定)種別		単胎・多胎	(<u>単胎</u>)・多胎



【結果】
産前産後休業期間に係る掛金の免除期間 令和2年9月9日～令和2年11月3日
掛金が免除になる月分 令和2年9月分～令和2年10月分



【解説】

- ・労働基準法における出産とは、妊娠4ヶ月(85日)以上の分娩とされており、流産・死産も含みます。
- ・産前休業前に出産(流産・死産含む)した場合も産後休業が付与されることから、産後8週(56日)の期間が掛金免除の対象となります。
- ・年次有給休暇中は掛金免除対象期間とはなりません。出産日が年次有給休暇の場合、翌日の令和2年9月9日が掛金免除対象期間の始期となります。
- ・出産予定日よりも出産日が大幅に早まった場合、当初の掛金免除の申出を行っていない場合があります。その場合は当初の申出は省き、出産後の申出のみを行ってください。
- ・ご不明な点がございましたら、福利厚生課経理担当までご連絡ください。

産前産後休業期間に係る掛金の免除期間は、出産の日(出産の日が予定日後であるときは、出産の予定日)以前42日(多胎妊娠の場合にあっては、98日)から出産の日後56日までの間において妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない期間です。産前産後休業を開始した日の属する月から終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金が免除になります。